

令和2年2月8日

令和2年松本市長選挙 立候補予定者 各位

公開質問状

Rainbow Fellows Nagano

代表 みや

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私たちは、長野県内で、性的少数者の人権の啓発活動や、性的少数者の子どもの居場所づくりなどの活動をしているグループです。

松本市議会には平成30年3月に性的少数者の人権について啓発活動を強化するよう求める請願を提出し、全会一致で採択されました。それ以外にもメンバーの活動で長野市、塩尻市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町の各議会が同様の請願を採択しました。

各種調査でLGBTなどの性的少数者は全人口の約5%を占めるとの結果が出ています。人口約24万人の松本市で生活する性的少数者は推計1万人以上になります。性的少数者に関する施策は、「一部の特殊な人たち」が対象ではないのです。

日本社会は長い間、性的少数者を異常視して誤解し、偏見や差別の対象にして、人としての尊厳を傷つけてきました。社会の仕組みは性的少数者が「いない」ことを前提に成り立っています。婚姻や税制、相続などでは制度そのものから差別され、アパートの契約や入院時の病院の対応など、ふだんの生活でも苦難を強いられることが多々あります。当事者は当事者であることを周囲に隠しながら生活するしかなかったのです。

そのような社会も少しずつ変化しています。一例ですが、平成27年の渋谷区と世田谷区をはじめとして、全国34の自治体で(本年1月22日現在)、同性カップルの関係を行政が証明するいわゆるパートナーシップ制度が導入されています。行政書類における不要な性別表記や学校制服の男女差の撤廃など、自治体の取り組みは全国で広がりつつあります。同性カップルを異性婚と同様に処遇し、手当などを支給する企業も増えてきました。

ただし、これらは東京など都市部が中心です。地方では取り組みが遅れ、旧来の制度や偏見、差別が根強く残っているのが現状です。

性的少数者であることは趣味嗜好ではなく、人間の性のあり方の一つです。自分の

意思で変えられません。特殊扱いではなく、国民が本来持つ人権を平等に行使できる社会の構築が必要です。

行政の役割は重要です。東京都教育委員会が同性愛者の施設利用を拒否した事案の訴訟で、平成9年、東京高裁は「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、きめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されない」と判示しています。

自治体がこの問題に取り組む上で、トップである首長の現状認識や今後の方針は大きな影響を与えると考えます。

当事者だけでなく、有権者一人一人が1票を投じる上で重要な指標になります。様々な事象について、虚構のイメージにふりまわされず、医学、科学、法律などの知見をアップデートしているか、急速に変化する国内外の動きを敏感に捉えているか、なにより、人間の多様性や、市民一人ひとりの尊厳と平等の大切さをどのように考えているかを、端的に現わすテーマだからです。

以上のことから、下記の各事項を質問させていただきます。ご回答を後記の宛先にいただければ幸いです。

ご回答は本質問状とあわせて、弊団体のホームページ、Twitter、SNS等で公開させていただきます。このほか、松本市市政記者クラブで県内主要マスコミ等にも情報提供させていただきます。予定です。

敬具

記

質 問 事 項

1 松本市内の児童生徒に関する施策について

(1)平成27年に文部科学省が発した、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日、27文科初児生第3号)を知っていますか。

<ご参考>

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

(2)この通知に挙げられている、支援体制の整備や学校生活の各場面での支援等について、松本市内の学校でも適切に実施するための施策をとるお考えはありますか。お考えがある場合、具体的な施策をお答え下さい。

(3) (2)で施策をとるお考えがない場合、その理由は何ですか。

2 各種書類の性別欄や性別表記について

(1)松本市に作成権限のある各種の申請書類，証明書類等について，必要性の乏しい性別欄や性別表記を廃止するお考えはありますか。

(2) (1)で廃止するお考えがない場合，その理由は何ですか。

3 松本市でのパートナーシップ制度について

(1)松本市において，いわゆる自治体パートナーシップ制度(ここでは，2人の成人の申出に基づいて，両者の法的性別が異性であるか同性であるかを問わず，両者が婚姻相当の関係であることを証明する旨の市長名の文書を発行する制度等をいいます)を導入するお考えはありますか。

(2) (1)で導入するお考えがない場合，その理由は何ですか。

4 性的少数者の差別状態の解消や尊厳の回復に向け，その他に検討されていることがあれば，自由に記してください。

5 国の婚姻制度について

国の制度の問題ですがご見解をうかがいます。現行法の婚姻制度においては，当事者の法的性別が異性同士でなければ，婚姻をすることができません。

(1)同性同士の婚姻の法制化に賛成ですか。反対ですか。

(2) (1)その理由は何ですか。

<ご回答の提出先>

info(アットマーク)rainbowfellows.net

※ 令和2年2月末日まで

※ pdfファイルにてお送りいただきますようお願いいたします。

内容に関するお問い合わせは以下をお願いいたします。

〒399-8201 安曇野市豊科南穂高504番地17

唐澤佳秀法律事務所

弁護士 宮井麻由子(弊団体法律顧問)

電話 0263-87-3892